

大阪広域環境施設組合公債条例

平成27年 2月20日 条例第47号

最終改正：令和元年 7月23日

第1章 総則

第1条 大阪広域環境施設組合公債（以下「公債」という。）に関しては、別に定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第2条 公債を起こすときは、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について予算で定める。

第2章 起債の方法

第3条 起債の方法は、公債証券の発行または普通貸借の方法による。

第4条 公債証券を発行する場合は、広くこれを募集する。ただし、管理者が必要と認めるときは、銀行その他相当の資格がある者にこれを引き受けさせることができる。

2 財政融資資金その他政府資金から融通される場合には、その資金の融通条件によって公債証券を発行し、又は借入金をなすものとする。

3 第1項の場合には応募者から申込証拠金を徴収することができる。

第3章 公債証券

第5条 公債証券は無記名利札付とする。

2 公債証券及び附属利札には記号及び番号を附する。

第6条 公債証券の見本は各取扱店に備え付ける。但し、その様式の要項を公告して見本の備え付にかえることがある。

2 前項の見本は何人でも取扱店において閲覧することができる。

第7条 公債証券の額面金額の種類は、発行の都度管理者が定める。

第8条 公債証券は、その附属利札が尽きたときは、これと引き換えに次期以降の利札を附した公債証券を交付する。但し、次期以降の利札を継ぎたして交付することがある。

第9条 公債証券または利札を紛失または滅失したときは、その種類、記号及

び番号を届け出て、代証券または代利札の交付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、紛失または滅失した証券若しくは利札について公示催告の手続による除権判決の謄本を提出した場合に限り、代証券または代利札を交付する。但し、当該証券または利札が元金償還期日または利子支払期日の到来したものであるときは、代証券または代利札にかえて、これに相当する現金を支払うことがある。
- 3 第1項の場合において、管理者が必要と認めるときは、当該証券または利札の支払を停止することがある。

第10条 公債証券または利札を汚損したときは、所持人はその証券または利札を提出して代証券または代利札の交付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、当該証券または利札の汚損がはなはだしく真偽を見分けることが困難なときは、前条第2項本文及び第3項の例による。
- 3 前条第2項但書の規定は、前2項の規定により代証券または代利札を交付する場合にこれを準用する。
- 4 第1項の汚損証券の附属利札中欠けたものがあるときは、その欠けた利札の金額に相当する現金を納付しなければならない。
- 5 前項の利札の所持人は、その利札を提出して納付金額の払いもどしを請求することができる。

第11条 代証券または代利札を交付する場合は、請求者に、その交付によって組合が受けることのある損害を賠償するにたる担保を提供させることがある。但し、管理者は、保証人2名以上を立てさせて担保の提供にかえることができる。

第12条 代証券または代利札の作製及び交付に要する費用は請求人の負担とする。

第13条 公債証券に信託財産であることの表示を受けようとする者は、その請求書に当該公債証券を添えて提出しなければならない。その表示の抹消を受けようとするときも、また同様である。

2 前項の規定による表示の抹消を受けようとする場合は、その理由を証明するにたる書面を請求書に添付しなければならない。

第14条 第9条及び第10条の規定により交付する代証券には、原公債証券に信託財産であることの表示がある場合は、信託財産であることの表示をして交付する。

第4章 元金償還及び利子支払

第15条 公債元利金の支払に関する事務は、銀行その他相当の資格がある者にこれを取扱わせることができる。

第16条 公債証券の元金は償還年次表によって、毎年度額面金額をもって償還する。

2 財政上必要があるときは、前項の規定にかかわらず償還年限を短縮し、または1月以前に公告して償還期間中のみでなく据置期間中であっても、随時元金の全部若しくは一部の繰上償還を行い、または低利債に借り替えることができる。

3 前2項の償還は、買入消却によってこれにかえることができる。

第17条 公債証券の元金の償還期日はあらかじめ公告する。

第18条 公債証券の元金の一部を償還する場合は、抽せんの方法による。但し、同一人が同種類の公債全部を所持している場合はこの限りでない。

2 当せんした証券の種類、記号及び番号はこれを公告する。但し、前項但書の場合には償還すべき証券の種類、記号及び番号を所持人に通知する。

第19条 公債の利子は別に定めるものを除く外、毎年2回に分けておのおのその前6月分を支払う。但し、6月に満たない期間に対しては日割計算を行う。

2 支払期日を過ぎた公債証券の元利金に対しては、その期日以後利子を付けない。

第20条 公債証券の元金及び利子は、証券または利札と引き換えにその持参人に支払う。

2 第9条第2項但書及び第10条第3項の規定による現金の支払は、領収証書

と引き換えにこれを行う。

第21条 公債証券の元金を償還する場合、当該証券に附属する利札のうち欠けたものがあるときは、これに相当する金額を償還金から控除する。

2 前項の利札の所持人は、その利札を提出して、控除金額の支払を請求することができる。

第22条 公債証券の元金償還及び利子支払に関する事務の取扱場所は、これを公告する。

第23条 公債の元利金請求権は、元金はその償還期日後10年、利子はその支払期日後5年を経過したときは、時効によって消滅する。

第24条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。